

6



第6章 景観形成の進め方

- 1．市民参画の推進
- 2．景観関連法制度の活用
- 3．景観形成プログラム

1. 市民参画の推進

1-1 協働による景観形成の推進

(1) 市民とともに景観を守り・創り・育てる

「四季彩織りなす風景都市 ~住みたくなる心地よい景観を目指して~」を実現するためには、福井らしい景観を守り・創るとともに、未来に向けて良好に育てていくことが必要です。そしてこのためには、市民・団体、事業者、行政が、織りなすように連携して取り組むことが不可欠です。

これからの景観行政においては、市民が誇りをもてる美しい福井を創るための理念や目標を市民・団体、事業者、行政が互いに共有するとともに、それぞれの果たすべき役割を明確にしなが、「協働」により景観形成を推進していきます。



協働による継続的な景観まちづくりの概念

(2) 市民・団体、事業者、行政の役割

市民・団体	<p>最も身近なところでまちづくりを進める主体であり、誇りを持ち、楽しみながら景観まちづくりを進めるとともに、適切に維持・管理・活用していきます。</p> <p>地域のことを最もよく知っているのは、地域に住んでいる市民や地域で活動している団体であり、地域の個性を活かした特徴的な景観まちづくりを進めます。</p> <p>景観形成などに関する様々な活動やセミナーなどに参加し、意識の高揚や知識の向上を図るとともに、行政や事業者に対して積極的な提案を行います。</p>
事業者	<p>地域の事業者は、様々な事業活動を通じて地域の賑わいや活力を創造する主体であり、地域活動への参加や協力など、地域組織の一員として取り組みます。</p> <p>特に規模の大きな事業所は、それ自体が景観的ランドマークと成り得ることから、緑化・修景や建物の配置を工夫するなど、景観への配慮を行います。</p> <p>設計やデザインを行う事業者においては、景観形成に関する方針や基準を遵守するとともに、市民や他の事業者に対する見本となるよう工夫を凝らします。</p>
行政	<p>美しい福井市づくりを主導していく立場であり、福井市の個性を的確に把握し、市民・団体、事業者などの意見を十分に反映しながら、景観の保全・形成のための施策や事業を継続的に展開していきます。</p> <p>景観形成の目標や方針、基準などを明確に定め、市内外にPRするための場や機会を積極的に設けることで、景観に関する市民意識の高揚を図ります。</p> <p>市民・団体、事業者などが景観形成に対して発言・提案できる場や機会、一緒になって考えることのできる場や体制・制度を整えるとともに、庁内における連携や体制を充実し、美しい福井市づくりに向けて総合的に取り組んでいきます。</p>

1 - 2 プライドをもった福井市民の育成

(1) 福井の景観を共有する

福井市は、四季を通じて様々な色に変化する美しい自然、先人たちが築き長い時を経て受け継がれてきた歴史や伝統・文化など、「福井らしい」と思えるような景観資源が数多く存在しています。

しかし、ほかの都市から見れば“うらやましい”と思われる資源も、市民にとっては“当たり前”になっていて、誇るべき資源であることの認識が薄れている面もあります。

また、合併により市域が広まったこともあり、美しい景観や風景が市内に点在していることを知らない人も多くいます。

このため、「誇り百選」や「都市景観賞」^{2,9,1}、「福井の景観再発見」などのソフト施策を活用しながら、市民が景観に目を向ける機会を創出するとともに、それらの情報を広く公開することで福井の景観や風景をみんなで共有し、ふるさと福井に対する誇りと愛着の醸成を図ります。



市民が誇りをもっている場所・視点場
（「福井の景観再発見」より）

(2) 積極的なPR・啓発活動の推進

福井らしさが感じられ、福井市全体として調和のとれた景観を形成していくためには、市民・団体、事業者、行政が目標や意識を共有し、協働で推進していくことが重要です。

このため、福井市が目指す景観形成の目標やその基準などを市民に対して分かりやすく示すとともに、パンフレットや市政広報、ホームページなどの様々な手段を通じて広くPRしていきます。

また、セミナーなどを通じて景観まちづくりに関する様々な情報や取り組み例などを提供するとともに、単に話を聴く場ではなく、市民が一緒になって議論できる場を設けるなど、景観まちづくりに関する市民意識の高揚を図ります。

さらに、福井固有の美しい景観や風景、景観形成に取り組んだ事例などを市民とともに巡る「(仮称)まちなか景観ウォーク」を開催するなど、幅広い啓発活動を展開していきます。



まちなかウォッチングの事例

(3) 市民教育の推進

学校教育の場において、景観まちづくりに関するパンフレットなどを教材として用いるとともに、地域の宝探しや資源マップなどの作成に子供たちを参加させるなど、次代の景観形成を担う子供たちの育成を図ります。

食育の場を通じて、美味しい福井の食を育てる大地や海に対する関心を高め、自然環境や風景を守り・育てる意識の醸成を図ります。

また、生涯学習の場において福井市固有の自然や歴史・文化などを学ぶ講座を開催するなど、生涯を通じて景観について学び、知識を高める場や機会を設けます。

さらに、姉妹都市交流を通じて視察や人材交流、情報交換を行うなど、他の都市における良い景観や取り組みなどについて学び、興味を高める機会を設けます。

1 - 3 地域活動の充実

(1) 身近な景観まちづくりの実践

建築物は、単に機能として存在するのではなく、その外観は全て景観を構成しているということを認識し、過度に自己主張することなく、常に周辺との調和に配慮します。

生け垣づくり、庭や駐車場に樹木や花を植える、バルコニーや窓辺を花などで飾るなど、身の回りの緑化・修景は最も身近な景観まちづくりであり、市民一人ひとりが主体的に取り組むことができます。その際、統一した樹木や花を植えることで、まちなみとしての連続性が創出されます。

建築協定や緑地協定などの地区共通のルールづくりのほか、意識を共有する隣近所による「三軒協定」など、より身近なルールづくりを推進し、緑豊かで統一されたまちなみをきめ細かく形成していきます。

また、道路や川にゴミを捨てない、建築物や工作物に落書きをしないなど、まちを汚さない行動も重要です。中でも、福井市の中心を横断する足羽川は、ほぼ全域が福井市を流れることから、市民全体が一丸となって取り組むことにより、昔ながらの自然豊かな川を取り戻すことができます。



協定により緑化修景された住宅地の例
(フレッシュタウン高木中央:都市景観賞)



隣り合う3軒が外観を揃えた例
(北の庄通りの3軒:都市景観賞)

(2) コミュニティ活動の推進

これまでに、身近な公園や通り、河川や用水路などの美化・清掃活動を県下で一斉に行う「クリーンアップふくい大作戦(福井県)」を行ってきました。

今後も、地域・団体、事業者、行政が連携しながら、まちを美しくする活動に積極的に取り組んでいきます。

このほか、花いっぱい運動や花壇づくり、ポケットパークの整備など、地域が一体となり、楽しみながら景観形成を推進していけるよう支援していきます。

一方、福井市では、公民館を単位とした「うらがまちづくり事業」や「夢・創造事業」などを展開しており、まちづくりに関する意識やコミュニティとしての結束力は確実に地域に根付いてきています。

今後もこれらの事業や施策などと連携しながら、年代や性別を問わず、一人でも多くの市民が楽しみながら景観形成に参画できるような場や機会を設けるとともに、地域におけるリーダーとなる人材の育成に取り組んでいきます。



地域による河川の清掃・美化活動の例
(底喰川に花を:都市景観賞)



うらがまちづくり事業による活動の例
(宝探しのまちあるき)

(3) 景観形成活動団体の推進

福井市では、一定の地域における都市景観の形成を目的とした団体を認定し、その活動に対して支援を行う「景観づくり地域団体」制度に取り組んできました。これまでに、6団体が認定され、それぞれの地域における特性を活かした景観形成活動などが行われてきました。

また、地域住民等が自らまちづくりを考え、地域の特性を活かした個性的で魅力ある身近なまちづくりを推進するため、「まちづくり組織」の認定とその活動に対して助成等を行う『身近なまちづくり推進条例(略称)』を制定しています。

このような地域が主体となった景観まちづくり活動は、「景観づくり地域団体」や「まちづくり組織」の認定の有無を問わず市内に広く浸透しつつあり、景観形成や地域活性化などを目的とした活動が活発化しています。

さらに、景観法では、特定の事業や施策の計画段階において、良好な景観の形成のために市民・事業者と関係行政機関とが協力しながら協議・検討を行う場となる「景観協議会」の制度が整備されています。

今後もこれらの制度を積極的に活用し、情報提供や技術的アドバイス、活動に対する支援などを行うとともに、継続的に取り組んでいけるよう意識啓発に取り組みながら、地域が主体となった景観形成活動を推進していきます。



市民の手によるポケットパークの整備
(上文殊地区総合開発委員会
:景観づくり地域団体)



市民の手による沿道への花植え
(春山地区松本通り“花植えの輪”
:都市景観賞)



地域コミュニティによるイルミネーションの連続
(あったかふれあい通り:都市景観賞)

1 - 4 推進制度の充実

(1) 支援・助成体制の充実

地域や団体などが主体となった景観形成活動を推進していきますが、地域や団体のみによる活動には、技術的・経済的な面からも限界が見られます。

このため、地域や団体などが行う景観形成活動に対して、行政職員や専門家などを「景観アドバイザー」として派遣する制度を創設し、情報提供や技術的アドバイスを行うなど、地域や団体などによる主体的な取り組みを支援していきます。

また、良好な景観形成に関する活動費用への助成や、景観形成基準に基づく建築物等の修景に対する費用への助成、景観的価値の高い建築物や樹木などの保全・管理に対する支援など、円滑な景観形成活動の推進に向けてきめ細かく支援・助成していきます。

特に、景観形成重点地区などにおける助成については、道路等の公共空間の整備と合わせて、まちなみとしての良好な景観形成が早期に表れるよう、助成制度のあり方について検討します。

(2) 市民提案制度の活用

地域特性やそこに根付いている昔ながらの生活・文化など、地域の個性を最も良く知っているのは、実際に地域に住んでいる市民です。

都市計画法や景観法、「身近なまちづくり推進条例(略称)」では、地域に住む市民や団体等が、地域の個性を活かしたまちづくりや景観形成のあり方を考え、それを実現するための具体的方策を行政に対して提案することができる「提案制度」が設けられています。

これらの提案制度を地域や団体が活用し、地域に誇りを持ち、楽しみながら継続的に地域の景観まちづくりに取り組んでいけるよう、意識啓発や支援に取り組んでいきます。

(3) 表彰制度の活用

市では、魅力ある都市景観の実現のために、福井市内で都市景観の形成に寄与している建築物、工作物、広告物などや、良好な都市景観の維持向上に努めている団体・個人などを表彰する「都市景観賞」を開催しており、市民がまちを「景観」という視点から見る契機にもなっています。

また、都市景観賞の受賞を企業や地域の PR として使用するなど、事業者や活動団体にとってのメリットも見られます。

しかし、平成元年度から始まったこの制度は、近年ではややマンネリ化の傾向も見られることから、「福井の景観再発見」や「(仮称)ふくい海岸八景」などの施策との連携も図りつつ、「景観賞」という広い視点で、風景やまちなみとしての評価を充実していきます。

このほか、「身近なまちづくり推進条例(略称)」においても、身近なまちづくりに功績のあった「まちづくり組織」に対して表彰する制度が設けられています。

今後、これらの制度を積極的に活用し、市民に対して積極的に公表することで、景観に対する市民の目を養うとともに、良好な景観形成の規範となるよう事業者等に対しても働きかけていきます。



都市景観賞に表彰された建築物
(ジュエリースカラベ)

1 - 5 庁内体制の整備

(1) 景観形成に関する総合窓口の設置

景観形成には長い年月が必要であり、また、地域の個性を活かした特徴ある景観を形成していくためには、地域住民の合意形成が不可欠となっています。

加えて、美山町・越廼村・清水町との合併や、特に市街地中心部を中心とした建築物の老朽化などにより、今後、届出制度に基づく建築物等の届出が数多く生じることが予想されています。

このため、景観形成基準などに基づく届出行為の適切な助言・指導や、景観法に基づく景観計画の策定などの制度の運用、「景観形成重点地区」の確実な推進など、景観形成に関する施策をソフト・ハードの両面から総合的に推進していくための行政組織（課や室など）を整備します。

(2) 景観プロジェクトチーム制度の創設

景観を形成する要素は、建築物や屋外広告物等だけでなく、道路や公園、河川などの公共空間、史跡や寺院・古民家を含めた歴史、美しい山や川・海、田園など、様々な分野にまたがります。

このため、庁内においても景観形成の目標を共有し、日頃から関係各課の連携を密にしながら、総合的な視点で景観形成に取り組んでいきます。

このうち、特に多分野にまたがった景観形成が必要な施策などが生じた場合には、「プロジェクトチーム」制を敷くなど、総合的・一体的に取り組んでいきます。

(3) 行政職員の質の向上

行政職員は、協働や市民主体による景観まちづくりを先導する立場となることから、講習会や研修などを通じて、景観形成に関する意識の向上や知識・技術の習得に積極的に努めます。

また、各地域における景観まちづくり活動などに積極的に参加し、情報提供などを行うとともに、一市民としての立場から、積極的な提案を行います。

(4) 予算の確保・効率的な運用

国では、公共施設などの整備に対して景観的価値を高めていくため、「まちづくり交付金」や「景観形成事業推進費」などの制度を整備しており、これらの制度を積極的に活用していきます。

一方、長引く景気の低迷、地方交付税が大幅に削減される状況にあって、福井市の財政も今後ますます厳しくなるものと予想されることから、景観形成が及ぼす効果などを的確に予測し、必要な箇所に必要な投資を行うという「選択と集中」により、計画的・効果的に景観形成を進めていきます。

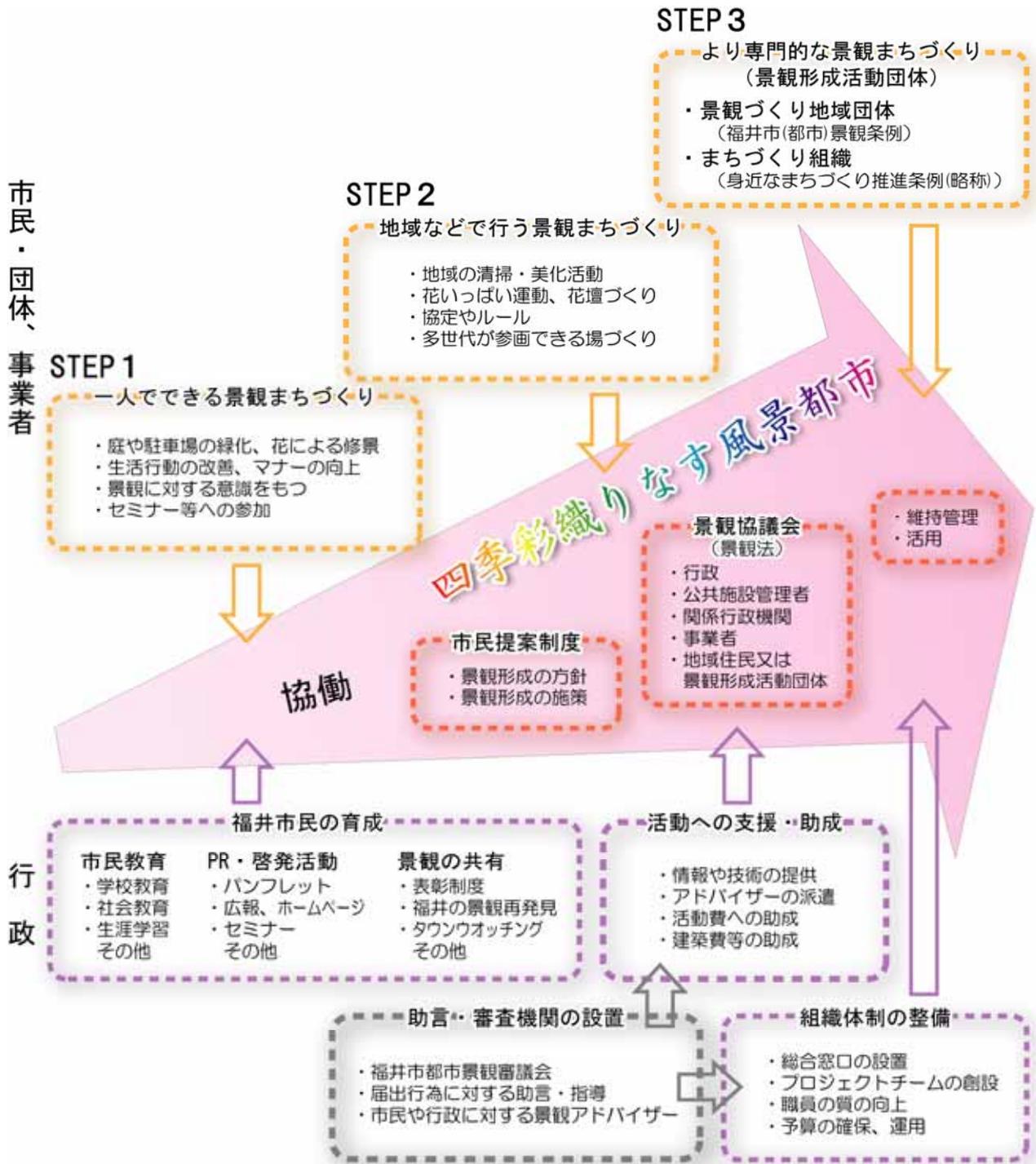
また、市民や団体などが行う景観形成活動に対する助成も確実に増加してくるものと予想されることから、毎年度における予算措置を確実に行うとともに、その内容や効果などを適正に審査・判断しながら効率的に運用していきます。

(5) 助言・審査機関の設置

市では、市長の諮問に応じ、都市景観の形成に必要な事項を調査し、審議する機関として、学識経験者や行政関係者などからなる「福井市都市景観審議会」を設置しており、今後とも積極的に活用しながら、良好な景観の形成に努めていきます。

このほか、景観形成に関する届出行為に対する審査及び助言・指導、行政が行う計画策定や設計などに対して助言・指導を行う第三者機関「景観アドバイザー」の設置などを進めます。

<市民・団体、事業者、行政の協働による景観形成推進のイメージ>



2. 景観関連法制度の活用

2-1 景観法

(1) 景観法の概要

景観法は、平成16年12月に施行された景観に関する我が国初の総合的な法律で、地域における景観を整備・保全するための基本理念を明確にするとともに、景観形成に携わる市民・団体、事業者、行政の責務を明確化しています。

福井市は、景観法の活用による効果的な景観行政を進めるため、平成18年4月10日に景観行政団体になりました。今後、本計画が掲げる「四季彩織りなす風景都市 ～住みたくなる心地よい景観をめざして～」の実現に向けて、景観法に基づく諸制度を積極的に活用していきます。

(2) 景観計画の活用方針

景観計画に定める項目 (□は必須、その他は任意)	基本的な考え方
景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 福井市全域を景観計画区域として指定します。 既存の福井市都市景観条例に基づく「福井都心部都市景観形成地区」及び「中央1丁目都市景観形成地区」については、区域を区分して景観計画区域の指定を行います。 このほか、景観形成重点地区に位置づけた地区などについても、地域住民の合意形成を図りながら、順次区域を区分して指定を行います。
良好な景観の形成に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域ごとの景観像 その他明示すべき基本方針 	<ul style="list-style-type: none"> 福井市全域を対象とした景観計画区域については、本計画に定める基本理念や基本目標、基本方針との整合を図ります。 区域を区分して指定する区域については、ゾーン別や景観形成重点地区の景観形成方針に基づくほか、当該地域の特性を勘案して方針を定めます。 また、市民参画や合意形成の方法などの実現化方策について定めます。
良好な景観の形成のための行為の制限 <ul style="list-style-type: none"> 届出の対象となる行為 景観形成基準 条例による付加、適用除外 	<ul style="list-style-type: none"> 福井市全域を対象とする景観計画区域内においては、周辺の景観形成に影響を与える一定規模以上の建築物等を対象として行為の制限を定めます。 区域を区分して指定する景観計画区域については、それぞれの区域ごとに届出対象行為及び景観形成基準を定めます。 届出に対して適切な助言・指導を行うことができるように、数値化などにより基準を明確にするとともに、具体イメージを例示しながら市民に分かりやすく示します。
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 <ul style="list-style-type: none"> 指定の基準 建築基準法の適用除外・緩和 樹木の管理の方法・基準 相続税の適正評価 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の福井市都市景観条例に基づく都市景観重要建築物等の指定物件などを参考に、指定の対象となる建造物又は樹木の基準を定めます。 登録文化財など他法令の活用も検討しながら、指定の必要性・妥当性を評価し、所有者の意向や管理能力の有無などを踏まえたうえで、必要に応じて指定します。

景観計画に定める項目 (□は必須、その他は任意)	基本的な考え方
屋外広告物の表示及び 屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して、位置や規模、色彩、表示面積などの基準を定めます。 ・特に、屋外広告物が良好な景観を損ねるケースが見られることから、地域の特性を勘案しながら、禁止区域などについても検討します。 ・本事項を適用するため、福井県から屋外広告物条例の制定に関する権限の委譲を受け、福井市独自の「屋外広告物条例」を制定します。 ・ただし、当該「屋外広告物条例」を定めるまでの間は、既存の福井市都市景観条例の「大規模建築物等」に基づく届出制度として運用します。
景観重要公共施設の整備に 関する事項及び占有許可の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区に係る国道や県道、一級河川、漁港・港湾、都市公園など、周辺との調和に配慮した公共施設の整備等を行うため、公共施設管理者の同意のもとに指定します。
景観農業振興地域整備計画の策 定に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上文殊地区の糞置荘や高須町の棚田、宮ノ下地区のコスモス広苑などの特徴的な田園景観を形成する地域について、将来にわたり農業景観を保全するため、必要に応じて定めます。

その他景観法に基づく制度	基本的な考え方
景観地区（都市計画区域） 準景観地区（都市計画区域外）	<ul style="list-style-type: none"> ・区域を区分した個別の景観計画区域を対象として指定します。 ・ただし、景観計画よりも厳格な制度であるため、対象区域における市民の主体的な景観まちづくり活動が実践されていること、現に優れた景観が形成されていること、新たに展開するまちづくりにおいて優れた景観形成が不可欠であることなどを勘案して指定します。
景観整備機構 ・地域で活動するNPO法人等 ・市民が行う景観形成活動への支援 ・景観重要建造物・樹木の管理 (管理協定)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定、景観農業振興地域整備計画の策定が行われた場合において、景観の保全・整備能力の有無などを勘案し、良好な景観形成を担う主体として必要に応じて指定します。
景観協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設の整備計画の検討や、一定の区域における良好な景観形成のための基準や方策等を検討する場合において、行政と公共施設管理者、地域で活動を行う景観形成団体などが協働で協議する場として、積極的な活用を図ります。
景観協定 ・当該地区住民全員の同意 ・ソフト施策を含めた細かなルール	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域における一定の区域において、土地所有者等の全員の合意のもとに締結される協定であり、建築協定や緑地協定などと同様に、地域の実情を踏まえながら積極的な活用を促進します。

2 - 2 その他の関連法制度の活用

景観法に限らず、建築物等の形態・意匠の制限や土地の利用などについて規制・誘導するための主な手法として、以下のような法や制度が整備されています。

地域の特徴や景観特性などに応じながらこれらの制度を適正に活用し、景観法の活用と合わせて、美しい福井市づくりを総合的に推進していきます。

制度の名称 (根拠法令)	規制・誘導の対象とすることができる行為の内容																
	建築物								敷地			工作物	屋外広告物	自然景観・自然環境	土地		
	用途	建ぺい率	容積率	最低又は最高の高さ	建築面積の最低限度	壁面の位置	形態・意匠	色彩	歴史的建造物の保存	最低敷地規模	緑化				垣・柵等	開発行為	土地の形質の変更
景観計画 (景観法)													条例	条例		条例	条例
景観地区 (景観法)				任意		任意	必須	必須		任意			条例			条例	条例
土地利用の規制	区域区分 (都市計画法)																
	用途地域 (都市計画法、建築基準法)				一部	一部				一部							
	開発許可制度 (都市計画法)																
	農用地区域 (農振法(略))	建築															
	地区計画 (都市計画法)																
まちなみの誘導	建築協定 (建築基準法)																
	緑地協定 (都市緑地法)																
	屋外広告物条例 (屋外広告物法)																
自然景観の保全	風致地区 (都市計画法)																
	国定公園 (自然公園法)																
	地域森林計画対象民有林 (森林法)																
歴史景観の保全	史跡、名勝、天然記念物 (文化財保護法)																
	文化的景観 (文化財保護法)																
	登録文化財制度 (文化財保護法)																

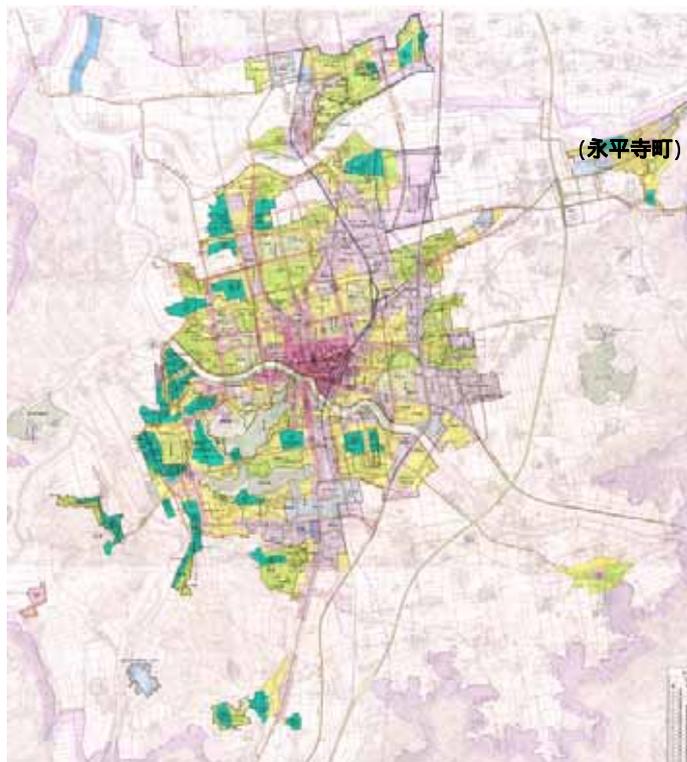
(1) 区域区分

区域区分とは、「線引き」とも呼ばれ、都市計画区域について、計画的に市街化を図る市街化区域と原則的に市街化を抑制する市街化調整区域を定め、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図る制度です。

福井市においては、福井平野を中心とした福井都市計画区域（面積 17,800ha）のうち、4,685ha が市街化区域に指定されています（永平寺町を除いた値）。

市街化調整区域においては、原則として開発行為が禁止されているため、周辺の市町で見られるような田園部における無秩序な宅地開発等は行われておらず、広大な田園風景を保全するために最も効果的な手法であると言えます。

しかし、幹線道路の沿道や行政が行う行為など、開発が容認されているものもあり、これらが田園風景を損ねる要因となっています。



市街化区域の範囲
(色塗りは用途地域の種類を示す。ただし、一部変更あり)

(2) 用途地域

市街地における土地利用の純化を目的として定められる地域で、市街地における土地利用計画の最も基本となる制度です。

12 種類の用途地域があり、それぞれの地域ごとに、建築することができる建築物又は建築してはならない建築物の用途、建ぺい率や容積率が定められています。また、用途地域の種類によっては、建築物の最高の高さや壁面の位置が指定されています。

福井市においては、前述の市街化区域のほか、テクノポート福井を含めた 4,969ha が用途地域の指定を受けています。

(3) 開発許可制度

無秩序な市街化を防止し、計画的な土地利用を図るため、宅地に必要な公共施設の整備など、一定の水準が確保された宅地造成などの開発行為を規制・誘導する制度です。

福井都市計画区域については 1,000 m²以上の開発（市街化調整区域においては全ての開発）、嶺北北部都市計画区域については 3,000 m²以上の開発、これ以外の区域では 1ha 以上の開発について許可が必要となっています。

開発許可を受けた区域内においては、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築すること、及び、改築又は用途変更により予定建築物等以外とすることは不可能とされており、土地の転売などに伴う問題が生じないような仕組みとなっています。

(4) 農用地区域

知事が指定する「農業振興地域」について、市は「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後概ね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていこうとする優良農地について、「農用地等」として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定します。

農用地区域内の農地を農地以外のものに利用する場合は、農用地区域からその土地を除外した上で、農地法による転用許可を受ける必要があります。



米どころ福井を支える一団の優良農地

(5) 地区計画

地区計画は、一体の地区として、それぞれの特性にふさわしい良好な街区を形成し、保全するために指定する地区であり、建築物の用途や形態、敷地の形状などに対する制限や、道路や公園などの公共施設などの配置を一体として定めることができます。

地区計画は、市民に密着した身近なまちづくり手法の一つであり、その目標や基準などについては、地区内の市民と一緒に決めていきます。

平成 19 年 5 月現在、福井市では、住宅地や商業地、工業地など 12 の地区において地区計画を定めています。



地区計画の活用イメージ(出典:国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課ホームページ)

(6) 建築協定

建築物を建築する場合には、建築基準法などで、用途、構造などいろいろな基準が定められていますが、それらは一律の基準であり、地域に応じた住みよい環境づくり、個性あるまちづくりをするためには、必ずしも十分とは言えません。

そこで、地域の住民が話し合い、全員の同意のもとに建築基準法で定められた以上の基準を定め、互いに守り合うことを制度化したものが建築協定です。

建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定とは異なり、締結するときは市町の許可が必要です。開発者が 1 人で協定を結ぶ「1人協定」という制度もあります。



住宅地における建築協定の活用イメージ
(出典:福井県 都市計画課ホームページ)

平成 19 年 5 月現在、福井市では、工業団地など 3 地区において建築協定が締結されています。

(7) 緑地協定

緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の全員の合意により、その区域における樹木等の種類、垣又は柵の構造などの緑化に関する事項について締結した協定で、市長の許可を受けたものをいいます。

一定の手続きに基づいて協定が締結された後においては、公告後に当該区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力が及ぶこととなります。

平成19年5月現在、福井市では、流通・工業地の2地区において建築協定と合わせた指定が行われているほか、住宅地における自主的なルールとして活用されています。



自主ルールにより緑化された住宅地の例

(8) 屋外広告物条例

屋外広告物とは、広告板や広告塔、壁面や屋上広告、電柱広告など、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものをいいます。

福井県では、県内全ての市町を対象とした屋外広告物条例を制定しており、禁止物件や禁止広告物、禁止地域などを定めています。

また、福井市では、大規模建築物等や都市景観形成地区（福井市都市景観条例）として屋外広告物に関する設置基準を定め、届出制を敷いてきました。

景観法の施行により、景観行政団体である福井市が屋外広告物条例の制定権限を県から委譲できるようになり、地域の特性や課題に対応して、福井市独自に運用することも可能となっています。



建築物と一体となった景観の誘導が必要

(9) 風致地区

良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めます。

地区内においては、建築物の建築、宅地造成、木竹の伐採などの行為についての基準が定められます。

平成19年5月現在、福井市では、福井城跡地区、足羽山地区、足羽川地区の3地区において風致地区が指定されています。



福井城跡地区



足羽山地区



足羽川地区

(10) 国定公園

国立公園・国定公園は、日本を代表する風景地及びそれに準じた地域で、いずれも環境省が指定したものです。

特別保護地区、特別地域、普通地域に区分され、それぞれの地域ごとに一定の行為の禁止、制限が行われており、建物を建てたり、土地造成などを行う場合には、許可(届出)が必要です。

石川県加賀市から福井県敦賀市に至る100km余りの海岸線一帯が越前加賀海岸国定公園に指定されており、福井市では、テクノポート福井周辺を除く海岸線一帯が指定されています。

景観法の施行により、国定公園区域内において許可を要する一定の行為について、景観上の基準を付加することが可能となっています。



奇岩奇勝が続く海岸線(銚島)



海岸線一面に咲き誇る越前水仙

(11) 地域森林計画対象民有林

森林の資源や機能を保全し、健全で豊かな森林をつくることを目的とするもので、伐採しようとする森林が地域森林計画対象民有林に指定されている場合、市に対し伐採届を提出する必要があります。また、伐採面積が1haを超える場合は林地開発行為となり、県への届出が必要になります。

無届の場合や開発が悪質な場合などは、罰則規定が適用されます。

(12) 史跡、名勝、天然記念物

動物、植物、地質・鉱物、天然保護区域などで、学術上価値の高いものについて国又は地方自治体が指定します。このうち、特に重要なものは特別天然記念物に指定されます。

国の天然記念物に指定されたものは、荒らされたり、傷つけられたりすることがないように、文化庁長官の許可がなければ採集や樹木の伐採を行うことができません。

福井市においては、戦国大名・朝倉氏の庭園跡周辺が国の特別名勝に、山城跡を含む周辺一帯が国の特別史跡に指定されています。



朝倉氏遺跡周辺の鳥瞰(国の特別史跡)

(13) 文化的景観、重要文化的景観

文化的景観とは、景観法の制定に合わせて、文化財保護法の改定により設けられた制度で、地域における人々の生活又は生業及び風土により形成された景観を文化財として位置付ける制度です。

景観計画区域や景観地区内にある文化的景観のうち、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として文部科学大臣が選定します。

福井市においては、越前水仙発祥の地であり、日本三大水仙群生地の一つに挙げられる水仙農地一帯について、現在、指定に向けた取り組みを行っています。



地域の生活と密着した水仙農地の景観

(14) 登録文化財制度

文化財として指定するものには、有形・無形・民俗文化財、記念物、伝統的建造物群があり、福井市内においても、遺跡や旧家、樹木など数多くの文化財が指定されています。

登録文化財は、平成8年の文化財保護法の改正により新たに設けられた制度で、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」、「造形の規範となっているもの」、「再現することが容易でないもの」などについて登録することができます。

指定文化財とは異なり、外観を大きく変えなければ内部を改装・改造することもできるなど、文化財の自由な活用を前提とした緩やかな保護のシステムと言えます。



登録された文化財に配布されるプレート

3. 景観形成プログラム

3-1 計画的な景観形成の推進

(1) 福井市都市景観条例の改正

福井市では、平成3年に「福井市都市景観条例」を制定し、良好な建築物等の誘導と特に重点的な都市景観の形成、景観形成活動に対する助成や表彰などを行ってきました。

良好な都市景観の形成のみならず、福井らしい景観の基礎となる良好な自然や歴史文化的な景観を保全または形成し、市民が誇りと愛着をもてる美しい福井市を市民との協働により推進するため、景観計画の策定も踏まえつつ「福井市景観条例」として改正し、景観行政のさらなる充実を図ります。

(2) 重点的・効果的な景観形成の推進

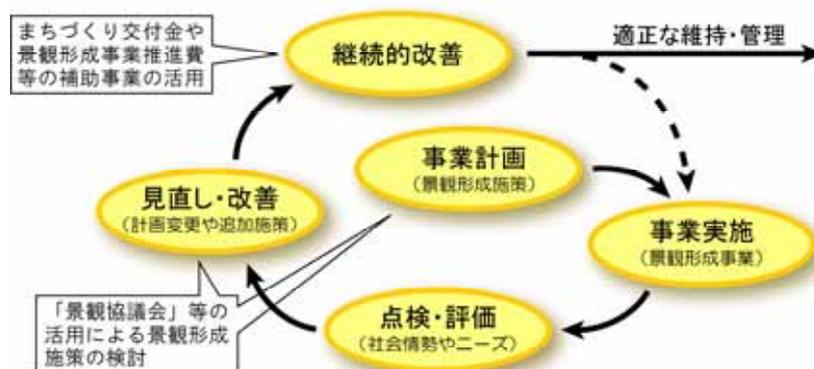
「景観十年、風景百年、風土千年」と言われるように、良好な景観の形成には長い年月が必要です。厳しい経済情勢にあって、市民や全国・世界に向けて美しい福井を効果的にPRするため、「選択と集中」の考えに基づき、福井市が「守ろうとしているもの」、「大切にしている場所」について重点的に景観形成を推進していきます。

また、施設や道路、公園の緑化・修景など、比較的短期間に整備効果を発揮することができる施策については、市民への景観意識の高揚を図るためにも、積極的かつ、きめ細かく推進していきます。

(3) 事業の適正な評価・見直し

現在、中心市街地などにおいて数多くの公共事業が行われていますが、特に大規模なものは、事業の計画段階から実施、完了に至るまでに長い年月を要する場合が多く、この間に社会情勢や市民のニーズなどが変化することも予想されます。

景観に影響を与える公共事業などの計画段階においては、「景観協議会」を活用し、市民や事業者とともに良好な景観の形成に向けた協議・検討を行うとともに、事業の実施段階において社会情勢や市民ニーズの変化などを適正に評価し、より良い景観が形成されるよう適正な見直しを行います。



(4) 段階的な景観施策の推進

建築物や屋外広告物等の形態・意匠や色彩、高さの規制・誘導など、景観形成に関する基準を適正に運用していくためには、その地域に住む市民や事業者などの理解が必要です。また、地域の個性を活かした景観まちづくりを継続していくためには、地域住民の誇りと愛着が重要です。

市民に対する様々なPR・啓発活動や周知徹底を行うとともに、情報の提供や支援などを行い、「景観づくり地域団体」や「まちづくり組織」、「市民提案制度」などを活用しながら、地域の機運や熟度に対応して段階的に景観施策を展開していきます。

3 - 2 総合的な景観形成プログラム

「四季彩織りなす風景都市 ~住みたくなる心地よい景観をめざして」の実現に向けて、景観法を積極的に活用していきますが、景観法では担保することができないハード整備やソフト施策などについては、関連する法制度や施策などと連携しながら、総合的に推進していきます。

		短期	中期	長期	
福井市景観基本計画の策定	景観法の活用	福井市都市景観条例の改正			
		景観計画の策定		景観計画の変更（追加・拡充）	
		景観法に基づく条例の制定		計画の変更に合わせて条例改正	
		景観計画区域の区分指定	福井都心地区（熟度に応じて拡大・追加）		
			福井都心部地区・中央1丁目地区		
			中央1丁目（駅前南通りなど）		
			中央3丁目（浜町）		
			福井城址周辺、養浩館庭園周辺		
		一乗谷地区			
		(旧)北陸道沿道（浅水二日町周辺）(旧)東郷街道沿道			
		その他の区分指定（熟度に応じて適宜追加）			
		景観重要公共施設の指定			
		景観協議会の組織（公共施設等の整備に合わせて適宜）			
		景観重要建造物・景観重要樹木の指定			
	屋外広告物条例の制定（屋外広告物法）				
	景観整備機構の指定				
	景観地区の指定				
	景観協定の締結				
	関連制度等の活用	文化的景観の指定	越前水仙群生地区		景観計画区域の区分指定との連携
			糞置荘と文殊山		
			高須町の棚田		
		登録文化財等の指定			
		夜間景観ガイドラインの作成			
	公共サインマニュアルの改訂				
	体制の整備	景観総合窓口の設置			
		助言・審査体制の整備			
		行政アドバイザー制度の創設			
啓発活動	アドバイザー制度の整備				
	景観づくり地域団体等への認定支援				
	景観形成活動への助成				
	都市景観賞、福井の景観再発見、(仮称)まちなか景観ウォーク、(仮称)ふくい海岸八景				
	パンフレット、ホームページ等を活用した公表、PR				
市民教育の推進					
他の制度や事業等	身近なまちづくり推進条例(略称)、(仮称)緑のまちづくり条例				
	地区計画（都市計画法）、自然公園法、都市公園法、等				
	中心市街地活性化事業、歴史のみち整備事業				
	観光関連施策				